

特許取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

知的財産の保護又は活用の推進を図ることにより、発明や考案、他事業者の参入対策を奨励するため、事業者の実施する特許の出願等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
日本国特許庁への特許の出願又は出願審査請求	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において引き続き6月以上事業を営んでいること又は春日井商工会議所の推薦を受けていること。 3 特許の出願又は出願審査請求を行う者であること。 4 事業活動のため、特許の出願又は出願審査請求を行っていること。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の50を乗じて得た額以内	1の申請につき10万円（共同出願の場合は各10万円）かつ1の年につき50万円	1 特許の出願及び出願審査請求に係る手数料 2 弁理士に支払った特許の出願及び出願審査請求に係る手数料相当額並びに弁理士への報酬（成功報酬を除く。）及び経費

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
特許の出願日又は出願審査請求日から90日以内

